

MINIFILE MINIFILE MINIFILE MINIFILE MINIFILE MINIFILE MINIFILE

MINI  ファイル

本3月決算から適用される「包括利益の表示に関する会計基準」(連結のみ)。「1計算書方式」(連結損益及び包括利益計算書)、「2計算書方式」(連結損益計算書と連結包括利益計算書で構成)のいずれかで包括利益を表示するのが柱だが、会社法では当面見送りとなった。「連結包括利益計算書」の作成は、包括利益に関する株主・債権者にとっての有用性が明らかになった将来において判断される。

ただし、「参考情報」(監査対象外)として会社が任意に作成することは可能。弊社・企業懇話会が1月に行った調査(上場会社84社が回答)によると、18%(15社)が「連結包括利益計算書」を開示する予定だ。

ここで注意したいのが開示の様式。参考情報として開示する場合、「1計算書」、「2計

会社法における包括利益の表示

算書」のいずれの様式でもよいとされていたが、「1計算書方式」についてJICPAが懸念を示しているからだ。すなわち、「1計算書方式」では、当期純利益までを構成する部分が「連結損益計算書」と認められ、それ以降、その他の包括利益の内訳部分等が「参考情報」となる。しかし、この場合、監査の対象となるもの、ならないものが混在し、技術的に監査が難しい他、利用者の混乱も招く恐れがあるという。このため、3月29日付で公表された「監査報告書作成に関する実務指針」(監査・保証実務委員会実務指針第75号)では、「2計算書方式」によるのが適当」との考えが示されている(No.3011・10頁参照)。



MINIFILE MINIFILE MINIFILE MINIFILE MINIFILE MINIFILE MINIFILE

棚卸資産の評価

通常の販売目的で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、それを反映させる。この場合、取得原価と正味売却価額との差額は当期の費用として処理する(棚卸資産会計基準7項)。

一般に、期末時点での評価損は、減耗と収益性低下(傷や汚れなどの物理的劣化、陳腐化などの経済的劣化、市場の需給変化による売価の低下など)によるものの2種類に分けられる。

このうち、収益性の低下によって切り下げられた価額は、売上原価として処理する(棚卸資産の製造に関連し発生する場合は、製造原価として処理)。

MINI  ファイル

ただし、重要な事業部門の廃止や災害損失の発生のような臨時に発生したもので、その評価損が多額となる場合には、特別損失による計上が認められている(同17項)。しかし、「あくまで例外的な処理」だ。

ただ、今回の東北地方太平洋沖地震では、製品が滅失には至らずとも、販売はできないケースや、生産機器の故障などにより、仕掛品が再び生産ラインに乗せることができないなどのケースも想定される。こうした、「一部毀損などにより、再生や売却などができなくなり、処分するしかなくなったものは、備忘価格まで簿価を引き下げ、特別損失として計上することも考えられる」という。

MINIFILE MINIFILE MINIFILE MINIFILE MINIFILE MINIFILE MINIFILE